石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正(案)の概要

基本的な考え方

- 国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、UPZ(緊急時防護措置を準備する原発から30km圏)外における防護措置(屋内退避)について追加するほか、施設敷地緊急事態(原発が動力系電源を喪失した状況)における5km圏内の避難対象者に安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等を加えるなど、所要の修正を行う。
- 今後、原子力規制委員会において、汚染スクリーニングや除染について検討することとなっており、これらについて原子力災害対策指針が改正されれば、地域防災計画を修正する。

1 防護措置について

- (1) UPZ外における防護措置について
- ・ 事故後、全面緊急事態においては、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、国の指示に 基づき、UPZ外においても屋内退避を実施することを追加
 - 〈UPZ外の防護対策について(平成27年3月4日 原子力規制庁)〉

屋内退避は、発電所の状況(ベントの実施)や国が統括する緊急時モニタリング結果を踏まえて、規制委員会が判断し、災害対策本部長(総理大臣)が指示(予防的に同心円を基礎として行政区域単位の範囲で設定。緊急時モニタリング結果により、放射性物質が当該範囲外へ通過したと判断されたときは、速やかに屋内退避の指示を解除)

- ※ 半径50km圏を目安としていたPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域)の設定は困難として、国指針から記述を削除
- (2) 施設敷地緊急事態における避難対象者の範囲について
- ・ 施設敷地緊急事態(原発が動力系電源を喪失した状況)における避難対象者(施設敷地緊急事態要 避難者)に、従前の要配慮者(傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他 の災害時に援護を必要とする者)のほか、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等を加える。

【事態の進展と避難・屋内退避等の指示】 は、今回追加

	事態の進展	PAZ(5km)圏内	UPZ(30km)圏内	UPZ(30km) 外
発電所 の状況	警戒事態(県内において震度6弱 以上の地震が発生した場合等)	要配慮者の避難準 備	-	-
	施設敷地緊急事態 (動力系電源の喪失等)	要配慮者の避難 安定ヨウ素剤の服用 が不適切な者等の 避難	-	_
	全面緊急事態 (全炉心冷却機能喪失等)	住民の避難	避難準備及び 屋内退避	必要に応じて 屋内退避
緊急時 モニタリング の状況		_	_	
	OIL2 (20マイクロシーベルト/1時間)	_	住民の避難(一時移転) (1週間程度以内に避難)	
	OIL1 (500マイクロシーベルト/1時間)	-	住民の避難 (即時避難)	

2 地域原子力防災協議会の設置について

- ・ 国は、県や市町が作成する避難計画等の具体化・充実化を支援するため、 原発立地地域毎に「地域原子力防災協議会」を設置し、防災基本計画に位置 付けたことから、県としても地域防災計画に規定する。
- ・ 協議会は、各県・市町の避難計画等の緊急時における対応が、具体的かつ 合理的であることを確認し、国の原子力防災会議(議長:総理大臣)に報告、 了承を得ることになっている。

「構成」議長:内閣府政策統括官(原子力防災担当)

構成員:原子力規制庁·防衛省等関係省庁審議官、関係県副知事

[事務局] 内閣府

3 その他

- (1) 「情報収集事態」の設定について
- ・ 原発の緊急事態に、志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合を「情報収集事態」として設定(震度6弱以上については「警戒事態」として設定済)
- ・ 情報収集事態において、県は、原発の施設・設備の状況及びモニタリングの 状況について、情報収集し、市町を通じて30km圏内の住民等に周知するもの とする。
- (2)住民避難等の防護措置におけるSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の取り扱いについて
- ・ 国は、緊急時における避難等の防護措置の判断に当たって、SPEEDIに よる計算結果を使用しないこととした(H26.10.8 原子力規制委員会決定)こと から、計画から削除

「防護措置の判断に使用しない理由」

災害発生時に何時、どの程度の放射性物質の放出があるかを把握すること等の不確か さを排除することは不可能であり、予測に基づき住民避難の防護措置を判断することは、 かえって被ばくのリスクを高めかねないため